

SDGs を中核とする経営価値向上支援事業 (中小企業先進的取組等支援補助金) 公募要領

長野県産業労働部経営・創業支援課

1 概要

本事業は、県内中小企業の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に資する製品・役務の開発及び販路開拓を推進することで、県内中小企業の経営価値向上を図ることを目的とします。

2 補助対象者

本事業における補助対象者は、次の全てを満たす事業者です。

(1) 県内に本社又は主たる事業所を置く、以下の表の定義に基づく法人格を有する中小企業者。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

業種分類	定義
①製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
③小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」から除かれます。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人の役員が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）で

ある。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。

(4) 県税に滞納がないこと。

3 補助対象事業

本事業の対象は、SDGs の達成に資する製品・役務の開発及び販路開拓を推進し、企業の経営価値向上を図る事業であり、令和4年2月末日までに完了する事業です。

4 補助対象経費

SDGs を中核とする製品・役務の開発及び販路開拓を行う事業の補助対象経費は、以下のとおりです。

(1) 対象経費 下表のとおり

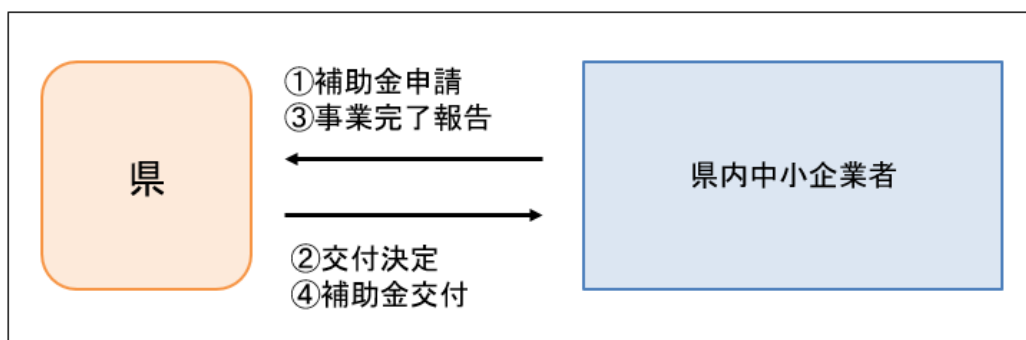
(2) 補助率 2分の1以内

(3) 補助金額 70万円以内

区分	内容
専門家謝金	外部専門家の謝金
専門家旅費	外部専門家の旅費
印刷製本費	パンフレット、リーフレット等の印刷製本に関する経費
消耗品費	原材料、部品等（試作に使用し、使用前後の量が確認できるものに限る）
通信運搬費	郵送料、運送代など（電話やファクシミリ、インターネット等の通信費は対象外）
委託費	コンサルティング会社による市場調査等
外注費	設計外注、外注加工、ウェブサイトの外注、試料の分析費用等
借料	会場使用料、展示会等出展小間料、機械器具等の借料など

※他の補助事業等（直接、間接を問わず、国、県、市町村から給付を受ける事業）との併用はできません。

5 事業スキーム



(1) 補助金申請～交付決定（上図①、②）

本事業への申請にあたっては、要領第5に基づき、以下の書類を「ながの電子申請サービス」により提出してください。

県において、後述する選定基準に基づき選考を行い、結果を通知します。

- ア SDGs を中核とする経営価値向上支援事業 実施計画書
- イ SDGs を中核とする経営価値向上支援事業 事業計画書
- ウ 事業対象経費の算出の根拠となる資料（見積書等）
- エ 事業者の人格及び所在地が確認できる書類（登記簿等）
- オ 直近の決算書又は確定申告書

ホームページ URL:

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sgds-support-r3.html>

ながの電子申請サービス:

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12885

補助事業として採択された場合は、要領第6に基づき、交付申請を行ってください。申請内容を確認の上、県から交付決定を通知します。

※原則として、交付決定通知日以降の事業が補助金の対象となります。交付決定日以前に発注した事業に係る経費は対象外となりますのでご注意ください。

なお、補助事業については、令和4年2月末日までに、納品、支払等全て完了させてください。

また、補助事業者の名称及び所在市町村、事業名、事業概要等の内容を県ホームページ等で公表する場合があります。

(2) 事業完了報告～補助金交付（上図③、④）

補助事業を完了した際は、要領第10に基づき、完了日から起算して10日以内に、県に報告書等を提出してください。県において内容を確認し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金額を確定します。

【補助対象外となる申請及び事業計画】

次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。

- ア 本公募要領にそぐわない事業
- イ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ウ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
- エ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- オ 公序良俗に反する事業
- カ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容等）
- キ 令和 4 年 2 月末日までに完了しない事業
- ク その他
 - (ア) 県が本事業用として指定した応募申請書類様式と、異なる様式の申請書類で応募してきた案件
 - (イ) 同一事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件
 - (ウ) 必要な書類が添付されていない案件
 - (エ) その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件
 - (オ) 補助事業者該当しなくなった場合

6 選定基準

補助対象事業の選考は、以下の観点により行います。

- (1) 事業の実施動機
 - SDGs に着目した動機、本事業への申請理由
- (2) 事業内容と SDGs との整合性、適合性等
 - ア SDGs と事業目標の整合性、適合性
 - イ 取組の先進性、優位性、独自性
- (3) 地域等への波及効果
 - 成果の地域社会や他分野への波及効果
- (4) 事業の遂行能力、持続性
 - ア 本事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）等
 - イ 事業の持続性、成長性

7 公募期間

令和3年6月10日(木)～8月2日(月) 17:00まで【必着】

※ 採択状況に応じて、上記期間の終了後、二次公募を実施する場合があります。

8 予算額

2,100 千円

9 留意事項

- (1) 事業実施場所を変更することは原則認められません。
- (2) 補助事業として採択された場合であっても、申請内容や予算の都合等により希望金額が減額されるなどの条件が付される場合があります。また、補助事業終了後、必要な支払いの証票書類が整っていない場合は交付決定額から減額されることがあります。
- (3) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択いたしません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (4) 補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- (5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。
 - ア 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に県の承認を得なければなりません。（SDGsを中核とする経営価値向上支援事業実施要領第8に規定する軽微な変更を行う場合を除く。）
 - イ 交付決定後に、補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
 - ウ 本事業は令和4年2月末日までに完了し、その日から起算して10日を経過した日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
 - エ 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱第14の規定により、県まで報告しなければなりません。

- オ 本事業の完了した日の属する会計年度（4月～3月）の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱第15の規定により、本補助事業に係る事業化等の状況を県まで報告しなければなりません。
- カ 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱第16の規定により、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。
- キ 取得財産のうち、単価500万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象者の要件から外れた場合も含まれます。
- ク 補助事業期間終了後に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分となり、残存簿価相当額または時価（譲渡額）のいずれか高い額で補助金の返納をしていただく必要があります。
- ケ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、県の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます（収益納付は免除されません）。
- コ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- サ 本事業の遂行及び収支の状況について、県の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、県に提出しなければなりません。
- シ 本事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

10 その他

- (1) 応募にあたっては、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱及びSDGsを中核とする経営価値向上支援事業等実施要領を予めご確認ください。
- (2) 補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、事業期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (3) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (5) 今回応募された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】	長野県産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
	T E L : 026-235-7195 (直通)
	E-mail : keieishien@pref.nagano.lg.jp